

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付の要件
防災資機材備蓄事業	次に掲げる資機材の購入に要する経費 1 情報収集・伝達用資機材 (携帯用無線機、電池メガホン、携帯ラジオ等) 2 給食・給水用資機材 (炊飯器具、給油タンク、緊急用ろ過装置等) 3 避難用資機材 (発電機、携帯用投光器、懐中電灯類、旗類、避難誘導棒、安全靴 (長靴を含む。)、土のう袋、簡易トイレ、防水シート等) 4 その他市長が特に必要と認めるもの	補助対象経費の2分の1(孤立4分の3)以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。 1 組織世帯数が100未満 200,000円 (孤立300,000円) 2 組織世帯数が100以上200未満 250,000円 (孤立375,000円) 3 組織世帯数が200以上400未満 300,000円 (孤立450,000円) 4 組織世帯数が400以上 350,000円 (孤立525,000円)	1 自主防災組織が管理するものであること。 2 資機材には、自主防災組織の所有であること。 3 孤立可能性集落を構成地域に含む自主防災組織による申請である場合は、()内の「孤立」の文字の次に定める補助金の率及び限度額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付の要件
備蓄食糧等整備事業	次に掲げる非常用備蓄食糧及び飲料水（以下「備蓄食糧等」という。）の購入に要する経費 1 賞味期限が5年以上の備蓄食糧等 2 その他市長が特に必要と認める備蓄食糧等	補助対象経費の2分の1(孤立4分の3)以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。 1 備蓄食糧等整備事業に係る補助金の交付を受けたことのない自主防災組織 1,900円（孤立 2,850円）に当該自主防災組織に属する世帯の世帯員の数(事業を実施する日の属する年度の前年度の3月31日現在の世帯員の数という。)を乗じた額(以下「基準額」という。) 2 備蓄食糧等整備事業に係る補助金の交付を受けたことのある自主防災組織 基準額から備蓄食糧等整備事業により購入した備蓄食糧等(賞味期限を経過していないものに限る。)に係る補助金の額を差し引いた額	1 自主防災組織が管理するものであること。 2 孤立可能性集落を構成地域に含む自主防災組織による申請である場合は、()内の「孤立」の文字の次に定める補助金の率及び単価とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助金の交付の要件
自主防災組織等活性化推進事業	次に掲げる資機材の購入に要する経費 1 救出・救護用資機材（救護所用テント、消火器具、チェーンソー、ロープ、ハンマー、掛矢、のこぎり、一輪車、バール、テコ棒、担架、救急セット、はしご、つるはし、スコップ、手斧、ジャッキ、番線カッター、ヘルメット、腕章、毛布等） 2 初期消火用資機材（消火器、格納庫、バケツ、ホース、消火剤等）	補助対象経費の2分の1以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。 1 組織世帯数が100未満 200,000円 2 組織世帯数が100以上200未満 250,000円 3 組織世帯数が200以上400未満 300,000円 4 組織世帯数が 400 以上 350,000 円	1 自主防災組織が管理するものであること。 2 資機材には、自主防災組織の所有であることを明記すること。